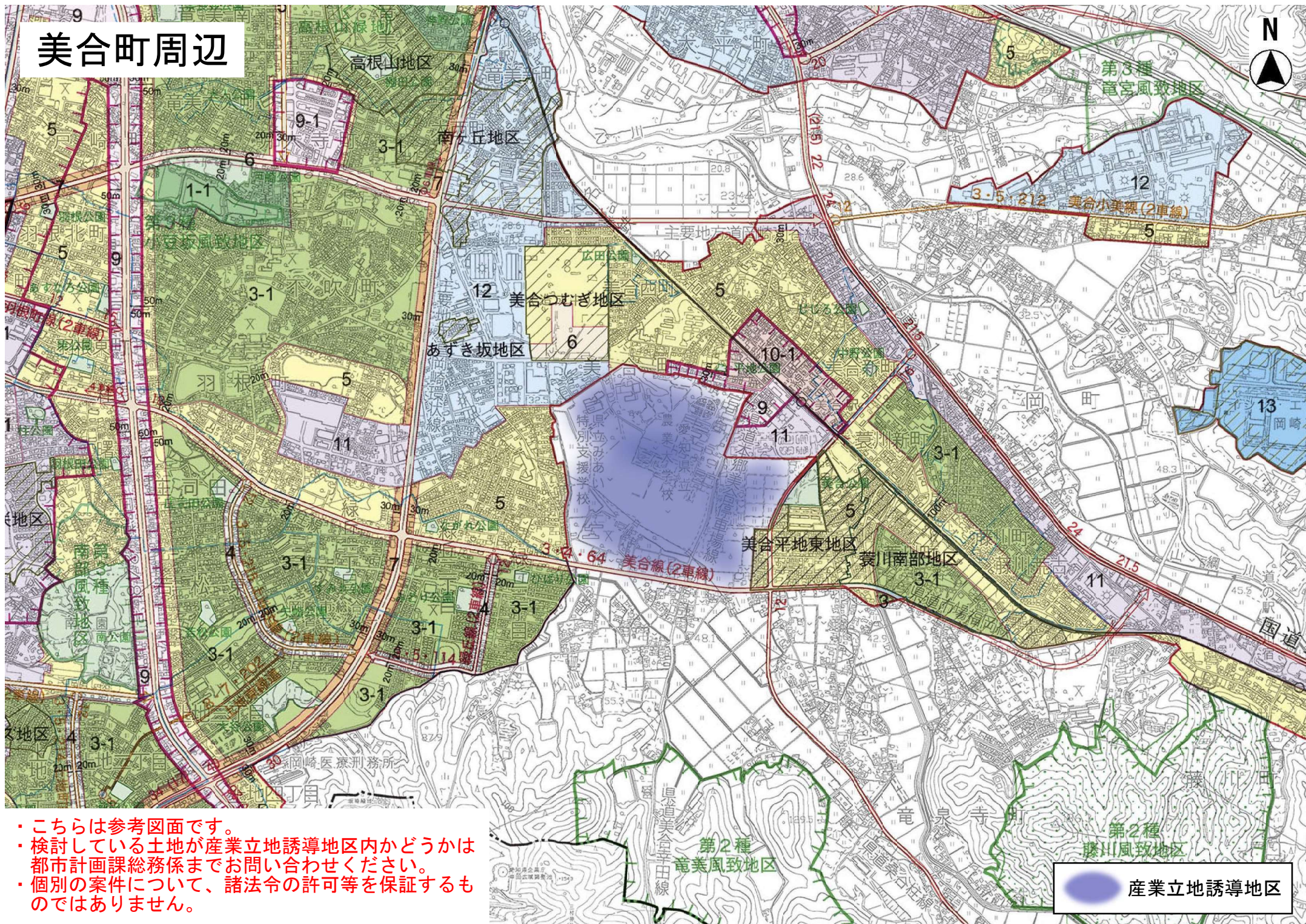


美合町周辺



- ・こちらは参考図面です。
- ・検討している土地が産業立地誘導地区内かどうかは都市計画課総務係までお問い合わせください。
- ・個別の案件について、諸法令の許可等を保証するものではありません。

産業立地誘導地区